

三宅島の現状（その2）

平成13年3月12日
現地災害対策本部（神津島）

三宅島の各地区の被害状況は、3月1日付け「広報みやげ」でお知らせしたとおりで、その後顕著な拡大はみられません。

三宅島では、山頂からの火山ガスの放出量が非常に多い状況が続いています。火山性微動の振幅は小さく、山頂直下の地震活動は低い状態です。三宅島の収縮を示す地殻変動は鈍化しましたが、わずかながら続いています。噴煙の状況は、白色の噴煙が火口上2000メートルまで上がる日が続いています。

現地災害対策本部では、梅雨前に泥流による家屋被害の拡大を防止する措置に取り組んでいます。3月8日から貨物船2隻とはまゆう丸（882トン）をチャーターして約300名の人員と建設資材、各種機器の三宅島搬入を試みっていますが、12メートルを越す強風と4～5メートルの波浪やうねりのため三池港や錆ヶ浜港に接岸できず、はまゆう丸と貨物船1隻が5日目の12日に着岸しました。また、えびね丸も途中で引き返すなど三宅島への渡船は困難を極めています。

今後本格的な被害防止対策工事に着手する前に、現地災害対策本部では一日も早く作業要員が夜間常駐できる体制を確立することを当面の目標としています。そのため、北部の三宅支庁舎を改修して火山ガスに耐えられる工事を行っており、その準備が整い次第、3月中をめどに、火山学者を中心とする15名程度の夜間滞在を試行します。

その後、作業要員の安全確保と防犯体制の確立を図りながら、決壊して通行できない立根に仮橋を設置したり、泥流が直接家屋に流れ込まないように砂防工事を行う予定です。

村役場は、水源地のポンプ施設に通電してポンプの稼働試験を行うとともに、送水管の損壊箇所の仮設工事に取りかかるための準備をしています。

東京電力は、日中の全島通電を完了し、支庁、村役場、港湾施設、ライフライン企業、建設会社のプラント施設への通電を開始しました。さらに、3月下旬から24時間通電を実施するための作業を予定しています。

今後は、現地情報を月に2回、村の広報資料とともに村民の皆さまにお送りしますので三宅島復興にご支援のほどよろしく申し上げます。

最後に、島内の復旧工事に従事を希望される方は、4月1日以降三宅村役場へご相談ください。

平成13年3月15日
三宅村 保健福祉課

@nifty (アットニフティ) アカウントの提供について

『三宅島民情報ネットワーク事業』の構築について、このたび大手インターネット接続会社であります@niftyのご厚意により、避難中の島民の方にアカウントの無償提供をいただくこととなりました。

@niftyは全国規模のインターネット接続会社ですので、東京都以外に避難されている方でも原則市内通話料金でインターネット・電子メールを利用することが可能となります。

村からのパソコン貸与された方のみならず、パソコンを既にお持ちの方等についても提供いたします。

希望される方は、下記申込書に必要事項を記入のうえ平成13年3月30日まで三宅村新宿総合事務所にお申し込みください。なお、提供いただくアカウントの数量に限りがありますので、1世帯1アカウントのみの提供とさせていただきます。

.....切り.....

@niftyからのアカウントの提供を希望します。

平成 年 月 日

氏 名 _____

避難先住所 〒 _____

電話番号 _____

三宅村住所 _____

※申込み先・お問い合わせは

〒163 - 8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1
東京都庁第一本庁舎 4 1 階
三宅村新宿総合事務所 保健福祉課
電話 03 - 5320 - 7827 木村・法土

広報資料の送付について

平成13年3月15日

三宅村役場

これまで三宅村では「広報みやげ」を月1回発行し、各種情報とともに月初めに村民の皆様にお送りしてまいりましたが、皆様から情報提供のご要望が多いことから、毎月中旬にも各種情報をお送りいたします。

このたびお送りした「三宅島の現状（その2）」は、3月号の「広報みやげ」で防災機関の作業状況や各地区の状況をお知らせしたものの続報です。

今後も、月初めの「広報みやげ」と月2回の「三宅島の現状」を中心として、三宅島に関する情報を皆様のもとへ速やかにお届けできるよう努めますのでご理解とご協力をお願いいたします。

なお、パソコンをお持ちの方は三宅村と三宅支庁が共同で開設しているホームページをご覧ください。ホームページ「三宅村を離れた村民の皆さまへ」では週報を掲載し、毎週、気象・火山観測情報、各防災機関の作業状況などをお知らせしています。

連絡先 「広報みやげ」及び各種情報

三宅村役場総務課企画係 03(5320)7822

自動車税の減額措置について（修正版）

平成13年3月15日

東京都三宅支庁

先日広報みやげ3月号に同封した「自動車税の減免措置について」の内容が一部変更されましたのでお知らせします。

変更前：事故車の申し立てをしないと平成13年度の自動車税が課税となってしまいます。

変更後：平成13年度の自動車税は課税保留となります。（そのための手続きは不用です）

都税においては、三宅島における火山活動によって被災し、運行不能と推定される自動車について、自動車税の減額措置及びそれに伴う還付を実施しております。

(1) 減額措置の対象自動車（軽自動車を除く）

①三宅村を使用の本拠とする自動車で、今後帰島できても使用する見込みのないもの。

(2) 申請手続

①事故車申立書の提出（要印鑑）

②在住証明書（写）の添付（運転免許証、島民証明書等）

③解体証明書等、滅失の事実を証明する書面等の提出は省略可能です。

④申し立ては郵送でも可能です。（裏面自動車税総合事務所に送付ください）

⑤減額措置の申し立てについては、平成12年5月31日から5年間は有効ですので、帰島してから廃車処理を行う段階で申請なさっても結構です。

(3) 推定滅失の基準日

平成12年6月26日 この日より運行不能と推定し、税が（平成12年7月～平成13年3月分）減額され、納税済みの方は還付されます。

(4) 申立先

各自動車税事務所 別表のとおり

都内各都税事務所 別表のとおり

主税局 課税部 課税指導課 自動車税担当係 Tel: 03 (5388) 2954

(5) その他

①防災機関等の車両で現在島内で使用中の自動車については課税されますので、三宅支庁までご連絡下さい。

②事故車申請をされ、税金を還付された方が帰島後、その自動車を使用するときは、還付分を含め課税されます。

③なお、この処理はあくまで都税上の滅失措置であって、陸運局による廃車とは異なるものです。

なお、申請にあたってご不明な点は、

三宅支庁総務課行政係 Tel: 03 (5320) 7854 までご連絡ください。

三宅島現地視察状況報告（三宅村議会）

1. 日 程

平成13年2月25日～平成13年2月28日

2. 視察経路

阿古漁港～立根（折返し）～阿古幹線経由～伊ヶ谷地区～伊豆地区～神着地区～坪田地区（芦穴沢折返し）～阿古漁港

7時33分三浦漁港発、8時44分阿古漁港到着、消防本部職員の運転により消防車両で上記順路で現地視察を実施した。

阿古漁港から粟辺間においては、都道周りに別段の異常は見られなかった。

立根の現地においては、幅約8m、深さ約10m程の規模で都道が寸断され車両の通行が不能状態であったが、復旧工事用の測量杭がすでに打たれていた。

そこから阿古に向かって長さ約100m程の間で土砂が溜まっており、多い所で1m程の厚さで都道を覆っていた。

角屋敷付近ではほぼ前回と同じような状況であったが、村道阿古幹線脇民家二戸が土石流の被害を受けていた。また、南戸林道を約300m程登ったところのビニールハウスが、降灰と土石流の被害を受けていた。

スミズリでは、前回のときよりも多くの土石流が発生したと思われ、道路脇に山積みされていたが通行に支障はなかった。

空栗橋付近は前回と同じような状態になっていた。

伊ヶ谷地区については、都道伊ヶ谷港線は路面不陸により車両通行不能のため、徒歩で海岸まで行ったが、カタンザキは流出した土砂によって砂浜となっていた。都道上については村道が10m程寸断されていて車両通行不能となっていた。家屋の被害については、7戸が被害を受けていることを確認した。

平山橋付近は前回とほぼ同じような状態となっていた。

伊豆地区についても前回とほぼ同じような状態であった。

富士見橋付近では崖崩れによって東電の柱が折れていたが、鉄パイプの中を電線を通すことで仮設工事ができていた。また、発電所では発電機を稼働中であった。（立根周辺約300mをのこして送電可能となっているとの事であった。）

神着地区の農業用水用のダムは二つとも土砂で満杯となり、溢れ出していた。焼場地区では泥流により4戸が被害を受けていることが確認された。湯舟グラウンドは土砂に覆われていたが中央診療所の被害は確認されなかった。湯の浜に向かう村道は途中で延長約30mに渡って山側半分が1m程の深さに陥没していた。

土佐から美茂井地区にかけては土佐林道脇をはじめ9戸の泥流被害が確認された。前回よりも被害が拡大されていた。また、釜の尻地区も6戸の被害が確認できたがいずれも前回よりさらに被害が拡大していた。

噴火山付近は、前回と同様となっていたが道路脇には多くの土砂が積まれていた。ガニガ沢の都道は通行可能となっていたが被害は拡大していた。仏ヶ沢は通行不能と

の話もあったが仮復旧され通行できた。

三池港では、乗船場の敷石がまくれ、栈橋の反対側に移動していたり、約30台程の車両が移動したりぶつかりあったりもしていた。アラキ海岸は流出した土砂によって砂浜と化していた。

大長井地区では、都道上で幅約300m程の土砂が流れてきていて民家6戸が大きな被害を受けているのが確認された。コオラ海岸は八重間方面から流出したと思われる土砂で砂浜となっていた。

芦穴ヶ沢の土砂は街灯に手が届く程の所もあり延長も100m近くあった。

今回の調査にあたっては、前々日の降雨もあり、各沢の中は綺麗に洗い流された状態であった。しかしながら、雄山の火山灰の状態や都道付近の民家への被害が拡大している状況から今後も泥流の発生が考えられることから、被害をこれ以上増やさないためにも、砂防工事の早期着手が必要であり、また、被害を受けた家屋の持主には現地確認をさせる必要があるとの認識を強くしたところである。

三宅村教育委員会は、平成 13 年度の教育目標及び基本方針を次のように策定いたしましたのでお知らせします。

三宅村教育委員会の教育目標

三宅村は、全村民が我が故郷を離れるという、村史始まって以来最悪の状況にある。

こうした状況であるからこそ、三宅村民は、帰島できる日が来ることを信じ、誇りと自覚をもって、災害に負けることなく、逞しく生きることが必要である。また、あらゆる困難を乗り越えて、村を復興させ、未来の三宅島を創造するための勇気と情熱のある人材の育成が必要である。

三宅村教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、教育行政を推進していく。

三宅村教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある村民
- 全国の人々からの支援に対する感謝の心をもつとともに積極的に社会に貢献しようとする村民
- 常に前向きに考え、逆境の中にあっても自らの個性と創造力を伸長しようとする意欲をもつ村民

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育の充実を図るとともに社会教育の機会を確保し、だれもがあらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指す。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての村民が教育に参加することを目指していく。

(平成 13 年 2 月 6 日 三宅村教育委員会決定)

【基本方針 3 秋川での特性を生かした学校経営の推進と村民の学習機会の確保】

秋川での村立学校は、各三校が協力し、三宅島にいるときと異なる体制で教育活動を実施する。児童・生徒が保護者から離れて生活していることを考えると、各家庭との連絡をいっそう密にするなど、開かれた学校づくりを推進することが求められる。また、転校した児童・生徒の転校先と十分な連携が取れる体制をつくる必要がある。

広く各地に避難している村民が、個人の生活を充実させ、教養を高め、社会に貢献できるようにするため、各区市町村教育委員会と協力し、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会が確保できるよう支援する。

- (1) 秋川での村立学校の効率的かつ効果的な体制づくりを推進するため、各学校の協力と校長会のリーダーシップの強化を図る。
- (2) 教員の資質・能力の向上を図るため、都教委の人事考課制度と研修を積極的に活用する。
- (3) 秋川での村立学校に在籍している保護者はもとより、他の区市町村立学校に転校した児童・生徒の保護者へのきめ細かい連携を図る。秋川での村立学校の取り組みについて定期的に情報提供し、開かれた学校づくりを推進する。
- (4) 各区市町村教育委員会の協力を得て、図書館や公民館等、村民の学習・交流の機会にかかわる情報を随時提供し、家庭や村民の教育力の向上を図る。
- (5) 三宅村の文化財の避難先と随時連絡を取り、文化財の保護と村民への情報提供に努める。

(平成 13 年 2 月 6 日 三宅村教育委員会決定)

お問い合わせ先 三宅村教育委員会 (教育課長 長谷川)
電話 042-550-9149

三宅村教育委員会の基本方針

三宅村教育委員会は、「教育目標」を達成するために、以下の「基本方針」に基づき、教育施策を推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

慣れない土地での避難生活は、新しい出会いの連続でもある。
すべての大人、子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。
そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実する。

- (1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する。
 - ① 人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。
 - ② 相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を行う。
- (2) 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、秋川での教育環境を最大限に生かす。「トライ&チャレンジふれあい月間」や道徳授業地区公開講座など、東京都教育委員会の諸施策を積極的に活用し、家庭や地域との連携を図りながら心の教育を推進する。
- (3) 子どもたちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- (4) 児童・生徒の課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、アドバイザースタッフの活用等関係機関との連携を密にしながら、学校における相談機能の充実を図る。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

避難生活が長期化しているが、村民としての誇りを持ち、一人一人が自分の能力を生かして広い視野を持って村の復興に貢献できる人材の育成が求められる。

そこで、基礎・基本の徹底と、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質・能力の育成を重視して、個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

- (1) 三宅村の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法や制度を導入・拡充する。
 - ① 秋川における小学校、中学校、高校が同一敷地内にあることを活用して、校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。
 - ② 子どもが自らの資質・能力を発見し、自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、カリキュラムや指導法の工夫・改善を進める。
- (2) 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、一人一人の児童・生徒の特性や進路希望等に対応するため、個に応じた多様な教育を推進する。
- (3) 職場体験、就業体験等を積極的に取り入れて勤労観・職業観をはぐくむとともに、生徒の進路希望に応じた教育を充実する。
- (4) 三宅島や避難している地域の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、三宅村民としてのアイデンティティを育てる教育を推進する。